

福井県警察本部訓令第16号

本 部
警察学校
警 察 署

福井県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

福井県警察本部長 野村 護

福井県警察の警察用船舶の管理及び運用に関する訓令

福井県警察の警備艇の管理及び運用に関する訓令（平成16年福井県警察本部訓令第17号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 警備艇の運用（第7条—第20条）
- 第3章 乗務員等の勤務（第21条—第29条）
- 第4章 保全（第30条、第31条）
- 第5章 指導教養等（第32条、第33条）
- 第6章 雑則（第34条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察における警察用船舶「わかさ」（以下「警備艇」という。）の管理及び運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水上警察活動 水上において警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定める警察の責務を遂行するために行う活動をいう。
- (2) 県内水域 福井県内の全ての海域、河川及び湖をいう。ただし、警備艇が侵入できない水域は除く。
- (3) 乗務員 警備艇航行に必要とする船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第18条第1項に規定するところにより必要とされる種類の海技免状を有する福井県警察が採用した船長、機関長及び一等機関士をいう。
- (4) 搭乗警察官 所属長から、水上警察活動を推進するため、警備艇への搭乗を命じられた警察官をいう。

（配備等）

第3条 警備艇は、敦賀警察署に配備する。

2 乗務員は、敦賀警察署地域課に配置する。

（総括管理者）

第4条 福井県警察に総括管理者を置き、生活安全部長をもって充てる。

2 総括管理者は、警備艇の管理及び運用について総括管理するものとする。

(運用責任者等)

第5条 総括管理者の下に、運用責任者を置き、本部の地域課長をもって充てる。

2 運用責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負うものとする。

(1) 警備艇の運用計画・要領に関すること。

(2) 警備艇の船体及び主要装備品（警備艇に搭載している小型船舶（以下「搭載艇」という。）を含む。）に係る予算要求に関すること。

3 運用責任者の下に、運用補助者を置き、本部の地域課課長補佐をもって充て、運用責任者の業務を補佐するものとする。

(使用責任者等)

第6条 総括管理者の下に、使用責任者を置き、敦賀警察署長をもって充てる。

2 使用責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負うものとする。

(1) 警備艇の使用に関すること。

(2) 警備艇及び主要装備品並びに係留施設（以下「警備艇等」という。）に係る点検整備に関すること。

(3) 警備艇及び主要装備品に係る経費の執行に関すること。

3 使用責任者の下に、使用補助者を置き、敦賀警察署地域課長をもって充て、使用責任者の業務を補佐するものとする。

第2章 警備艇の運用

(運用の目的及び基準)

第7条 警備艇は、福井県における水上警察活動を推進するため、県内水域において運用（以下「広域運用」という。）するものとし、運用責任者及び使用責任者は、警備艇の効果的な広域運用を図らなければならない。

2 運用責任者は、使用責任者と協議の上、県内水域を網羅した運用計画を策定し、原則として当該計画に基づき、警備艇を運用するものとする。

3 運用責任者及び使用責任者は、警備艇の安全航行について指揮監督を行うものとする。

(運用計画の策定)

第8条 運用責任者は、使用責任者及び関係所属長と協議の上、警備艇運用計画表（年間）（別記様式第1号）及び警備艇運用計画・結果表（月間）（別記様式第2号）を策定し、総括管理者の決裁を受けるものとする。

2 特別の事情により、前項の運用計画の内容を変更する必要があると認めるときは、運用責任者、使用責任者及び関係所属長が協議の上、変更することができる。

3 船長は、荒天により、警備艇の航行が困難と認めるとき、その他航行中に特別な事情が発生し、運用計画の変更が必要と認めるときは、使用責任者又は関係所属長の承認を得て変更することができる。ただし、承認を得るいとまがないときは、必要な措置を講じた後、その結果を遅滞なく使用責任者に報告するものとする。

(基地港)

第9条 警備艇の基地港は敦賀港とし、同港に係留する。ただし、必要に応じて他の港に係留することができる。

(航行)

第10条 警備艇の航行は、乗務員が行う。

(乗務員の任務)

第11条 乗務員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 警備艇の航行に関する事。
- (2) 乗務員の身分上可能な水上警察活動に関する事。
- (3) 搭乗警察官が行う水上警察活動の支援に関する事。

(搭乗警察官の配置等)

第12条 警備艇を航行するに当たっては、搭乗警察官を配置しなければならない。ただし、乗務員が前条第2号の活動を行うために警備艇を航行する場合には、搭乗警察官を配置しないことができる。

2 搭乗警察官は、原則として、敦賀警察署又は警備艇の応援派遣を必要とする所属の警察官とし、県内水域における水上警察活動を任務とする。

(乗務員及び搭乗警察官以外の搭乗)

第13条 使用責任者は、必要に応じて、乗務員及び搭乗警察官以外の警察職員又は警察職員以外の関係者を搭乗させることができる。ただし、警備艇を応援派遣する場合には、運用責任者が判断する。

(警備艇における指揮)

第14条 警備艇における指揮は、船員法（昭和22年法律第100号）に定めるとおりとし、搭乗警察官は、船長に対して、水上警察活動を適切に推進するための助言を行うものとする。

(警備艇の応援要請)

第15条 運用計画に基づき、又は急遽その他の事情により、警備艇の応援派遣を必要とする所属長は、運用責任者に対して、警備艇派遣要請書（別記様式第3号）により警備艇の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、遅滞なく警備艇派遣要請書を提出するものとする。

2 運用責任者は、使用責任者と協議の上、警備艇応援派遣の適否を判断するものとし、警備艇の応援派遣先の所属長（以下「派遣先所属長」という。）に対して、警備艇の運用要領について必要な指示をすることができる。

3 派遣先所属長は、警備艇に自所属の搭乗警察官を配置するとともに、警備艇が応援派遣先において任務を開始してから終了するまでの間、警備艇の使用について指揮監督をしなければならない。

4 派遣された警備艇は、派遣先所属長の指揮監督を受けて活動するものとし、船長が警備艇の航行が困難と認めるとき、その他航行中に特別な事情が発生したと認めるときは、第8条第3項の規定を準用する。

5 他の都道府県警察又は関係機関等から派遣要請があった場合は、運用責任者が使用責任者と協議の上、その適否を判断するものとする。

6 警備艇及び乗務員の運用等に疑義が生じた場合には、派遣先所属長、運用責任者及び使用責任者が協議するものとする。

(事件、事故等の引継ぎ)

第16条 乗務員及び搭乗警察官は、警備艇乗務中に取り扱った事件、事故等について、必要に応じて、遅滞なく関係所属に報告するとともに、警察署に引き継ぐものとする。

2 事件、事故等を引き継ぐ警察署は、当該事件事故等の発生地点又は検挙地点から最も近い沿岸を管轄する警察署とする。ただし、これにより難いときは、運用責任者、使用責任者及び関係所属長が協議の上、決定するものとする。

(事故等の報告)

第17条 船長は、海難事故、天災事故その他の理由により警備艇が損傷したとき、又は警備艇の運用に起因して人命、工作物等に損害を与えたときは、直ちに使用責任者に報告しなければならない。

2 使用責任者は、前項の事故等を認知したときには、運用責任者を經由して警察本部長に報告しなければならない。

3 船長は、警備艇の航行中及び警備艇等を点検した結果、異常を発見した場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用責任者に報告しなければならない。

- (1) 警備艇の安全航行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 警備艇等の耐久性に著しく悪影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他警備艇等の保全整備に関して参考となる事項がある場合

4 使用責任者は、前項の報告を受けた場合、運用責任者と対応について協議するものとする。

(運用結果の報告)

第18条 船長は、警備艇の当日の運用結果について、活動日誌（別記様式第4号）により使用補助者に報告するものとする。

2 使用責任者は、月ごとの運用結果について、警備艇運用計画・結果表（月間）及び警備艇活動結果表（月間）（別記様式第5号）により、運用責任者を經由して総括管理者に報告するものとする。

3 運用責任者は、警備艇の運用結果を踏まえ、必要に応じて、使用責任者と警備艇の運用について協議することができる。

(航行上の留意事項)

第19条 乗務員は、警備艇の航行に当たっては、海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）その他の法令に定めるもののほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 服装を端正にし、厳正な規律の下に行動すること。
- (2) 水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に定める水上警察旗を掲げること。
- (2) 出港前に警備艇の点検を行い、航行の安全を期すること。
- (3) 平素から海港の地形、潮流、水深、潮の干満等を把握し、常時、気象の変化に留意して航行の安全を期すとともに、荒天時には、自船の安全を確保するために万全の処置をとること。
- (4) 航行中は、必ず見張り員を置くこと。この場合において、見張りの妨げとなる行為は、現に慎むこと。
- (5) 警備艇の出港又は帰港に当たっては、通信指令課に無線報告すること。
- (6) 活動中は、常時無線を開局しておくとともに、原則として1時間ごとに、活動状況、異常の有無等を通信指令課に通報すること。

- (7) 帰港し、又は離船するときは、確実に施錠及び係留を実施すること。
- (8) 活動中必要により離船するときには、警戒員1人を配置すること。ただし、やむを得ず、全員が離船するときには、確実に施錠及び係留を実施するとともに、その理由、行き先、所要時間等を使用補助者に報告すること。

(搭載艇の運用)

第20条 船長は、県内水域及び警備艇が侵入できない水域において、水上警察活動を推進するため必要があるときは、使用責任者又は派遣先所属長の承認を得た上で、搭載艇を運用することができる。

- 2 搭載艇の航行は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の2に規定するところにより必要とされる小型船舶操縦士の免許を有し、船長が使用を許可した警察職員が行うものとする。

第3章 乗務員等の勤務

(乗務員の勤務制)

第21条 乗務員の勤務は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号）に定める毎日勤務制とする。

(乗務員の勤務方法)

第22条 乗務員の勤務方法は、通常勤務、特別勤務、転用勤務、上架中の勤務、警備艇警戒勤務及びその他の勤務とする。

(搭乗警察官の勤務方法)

第23条 地域警察官が搭乗警察官として水上警察に係る勤務を行う場合は、福井県地域警察の運営に関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第8号）に規定する特別勤務とする。

- 2 搭乗警察官の警備艇における勤務方法は、前条の規定を準用する。

(通常勤務)

第24条 通常勤務は、乗務員が通常において基本として行う勤務方法をいい、海上警ら及び待機により行うものとする。

- 2 海上警らは、県内水域を警備艇により巡航することにより行うものとする。
- 3 待機は、事件事故等が発生した場合に直ちに出勤できる体制を保持しながら、警備艇、主要装備品等の点検整備並びに書類の作成及び整理を行うものとする。
- 4 乗務員の通常勤務における勤務時間の割振りは、一週間当たり、海上警らにあつては30時間を、待機にあつては8時間45分を基本とする。

(特別勤務)

第25条 特別勤務は、使用責任者から命ぜられ、又は船長が必要と認める場合に使用責任者の承認を得て、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 緊急配備等のための活動
- (2) 県内水域において事件事故等が発生した場合の初動活動
- (3) 県内水域における水難救助又は行方不明者の搜索活動
- (4) その他地域警察の任務を達成するために必要な特別な活動

(転用勤務)

第26条 転用勤務は、使用責任者から命ぜられ、又は船長が必要と認める場合に使用責任

者の承認を得て、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 大規模な災害警備活動
- (2) 警衛、警護及び警備実施活動
- (3) 特定要人、捜査員等の搬送活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通常勤務及び特別勤務以外に警備艇の使用が必要と認められる活動
(上架中の勤務)

第27条 上架中の勤務は、警備艇を上架し、整備する場合における勤務方法をいい、整備立会い及び待機を行うものとする。

- 2 整備立会いは、整備場所において整備状況の確認、指導等を行うものとする。
- 3 待機は、整備業者等との打合せ、警備艇、主要装備品等の点検整備並びに書類の作成及び整理を行うものとする。
(警備艇警戒勤務)

第28条 警備艇警戒勤務とは、使用責任者から命ぜられ、又は船長が必要と認める場合に使用責任者の承認を得て、警備艇の警戒活動に当たるものとする。

(その他の勤務)

第29条 その他の勤務とは、他の都道府県警察又は関係機関等からの派遣要請に基づく活動に当たるものとする。

第4章 保全

(点検)

第30条 警備艇等の点検は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところより実施しなければならない。

- (1) 日常点検 船長が機関長及び一等機関士を指揮して毎就航前に行う点検
- (2) 臨時点検 船長が必要により機関長及び一等機関士を指揮して行う点検
- (3) 特別点検 使用責任者が、毎年1回以上実施日を定めて行う点検

2 日常点検及び特別点検は、警備艇日常点検表(別記様式第6号)の点検項目に基づき実施し、日常点検の実施結果は、月ごとに警備艇日常点検表により、使用責任者に報告するものとする。

3 臨時点検は、船長が、日常点検、警備艇の航行等を通じて、警備艇等に不具合を認められた場合に行うものとする。

(整備)

第31条 警備艇及び主要装備品の整備は、次の各号に掲げる区分により実施するものとする。

- (1) 定期整備 年間計画に基づく整備
 - (2) 臨時整備 警備艇及び主要装備品の故障、損耗、損傷等に応じて、臨時に行う整備
- 2 警備艇及び主要装備品の整備が必要な場合、船長は、使用責任者に対して、警備艇整備申請書(別記様式第7号)により申請するものとする。

3 使用責任者は、必要により、運用責任者と協議の上、整備の実施について判断するものとする。

第5章 指導教養等

(指導教養)

第32条 使用責任者は、乗務員に対して、次の各号に掲げる事項について指導教養しなければならない。

- (1) 警備艇の航行等に必要な知識及び技術
- (2) 警備艇の安全航行に関する措置及び対応
- (3) 警備艇、主要装備品及びその他装備資機材の活用及び保守管理
- (4) 事件、事故等の処理
- (5) 海上災害発生時の措置
- (6) 水難救出・救助活動
- (7) その他警備艇乗務員等の活動に関し必要な事項

(訓練)

第33条 船長は、警備艇の効果的かつ適切な運用のために必要な訓練を実施しなければならない。

第6章 雑則

(警備艇履歴カード)

第34条 船長は、警備艇の管理の状況を明らかにするため、船体及び補助機関の性能、主要な装備等を警備艇履歴カード(別記様式第8号)に記録しておくものとする。

(警備艇乗務員の被服等)

第35条 警備艇乗務員に支給する被服等は、警備艇乗務員被服等(別表)のとおりとし、着用期間は、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号)第3条の規定を準用する。ただし、特別の事情がある場合は、その支給の品目の員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

2 警備艇乗務員は、支給された被服を着用しなければならない。ただし、使用責任者又は、使用補助者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の被服等は、警備艇乗務員が退職、配置換え等の理由により、その業務から離れたときには、使用責任者に返納しなければならない。

(細部事項)

第36条 この訓令を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

別表及び様式省略